第七章 米韓同盟と「戦時」作戦統制権返還問題 一冷戦終結後の原型と変則的展開

倉田秀也

1. 問題の所在―同盟理論と先行研究批判

米韓同盟に関する近年の研究成果の多くの関心は、米韓同盟それ自体にはなく、米国の 対韓軍事コミットメントの形態が日韓関係にいかに波及するかに置かれている。その代表 的な業績は、チャ(Victor D. Cha)による「疑似同盟論(quasi-alliance)」であろう。チャ はそれまでの同盟理論で議論されてきた「見捨てられ (abandonment)」「巻き込まれ (entrapment)」という同盟ジレンマを日米韓3 国関係への適用を試み、そこに働く力学を 検証した'。他方、禹昇芝はチャの議論を批判的に検討し、「介入—連合政治仮説」を提唱 した。禹昇芝はまず、米国の対韓軍事コミットメントの形態を「介入」型と「不介入」型 に分別し、ジョンソン(Lyndon B. Johnson)政権とレーガン(Ronald W. Reagan)政権を前 者に、ニクソン(Richard M. Nixon)政権とカーター(Jimmy E. Carter)政権を後者に位置 づけた。その上で禹昇芝は、米国のそれぞれの政権において、日韓両国がいかなる「連合」 を組んでいたかに着目し、日韓両国が「保守的で反共的は基本哲学を有し、米国との安保 及び政治・経済的な連帯を強調する」連合を組んでいたか、「中道的な性向を有する集団と して米国との連帯だけではなく、周辺諸国との均衡外交を通じて安保問題を解決しようと する | 連合を組んでいたかに分類し、前者を「日韓α連合」とし、後者を「日韓β連合 | とした。禹昇芝によれば、「介入」型の米政権下で「日韓α連合」がみられるとき、日韓間 には「協力」がみられ、「不介入」型の米政権下で「日韓β連合」がみられるとき、日韓間 には「葛藤」が生まれるという 2 。

チャと禹昇芝の研究はいずれも 1970 年代から 80 年代にかけての日米韓関係について、ある種の経験則を導いたとはいえるが、ともに米韓同盟を朝鮮問題という全体像の中に位置づけるという視点を欠いている。その一例として、ニクソン政権期の米韓関係が挙げられる。ニクソン政権は「ニクソン・ドクトリン」の下、韓国の抵抗にもかかわらず、当時2個師団(第2歩兵師団と第7歩兵師団)で構成されていた在韓米地上軍のうち、第7歩兵師団を撤収させた上、「トリップ・ワイア(trip-wire)として軍事境界線の防衛を担当してきた第2歩兵師団をその任務から外した。その結果、1971年3月以来、韓国軍が軍事境界線全線の防衛を担当することになり、「韓国防衛の韓国化」の端緒となった。チャの研究は、米国の「韓国防衛の韓国化」の試みが、韓国に「見捨てられ」の懸念を植えつけ、朴

正熈政権が対日関係の改善に向かう過程を論じている。しかし、このとき韓国が米国から「見捨てられ」の懸念を抱いたとしても、それを緩和するためにとった行動は対日関係の改善だけではなかった。朴正煕大統領は1970年8月15日、「善意の競争」提案を通じて北朝鮮に体制間競争と南北対話を呼びかけたが、それは米国からの「見捨てられ」の懸念を北朝鮮からの脅威を軽減させようとする動機からでもあった。「善意の競争」提案は、米中接近を前後して南北赤十字会談という形となって実現し、後に南北間の秘密接触を経て「7.4 南北共同声明」を生むが、チャと禹昇芝はともに、これら一連の過程に米韓同盟を位置づけようとはしていない。

しかし、ニクソン訪中の道を開いたキッシンジャー(Henry A. Kissinger)大統領国家安全保障担当特別補佐官と周恩来国務総理の秘密会談にもみられる通り、キッシンジャーは第7歩兵師団の撤収により「見捨てられ」の懸念を抱いた韓国が、やがて北朝鮮との対話に向かうことを知悉し、その延長線上に軍事停戦体制を平和体制に転換することを考えていた。周恩来もまた、北朝鮮に韓国との対話を慫慂しつつ、軍事停戦協定を平和協定に転換する過程で、軍事停戦協定の事実上の署名者として中国も関与することを考えていた。米国が「ニクソン・ドクトリン」の下、在韓米軍を削減しつつ、朝鮮戦争の戦後処理を含む問題の解決について南北当事者への「局地化(localization)」を試みたことは銘記されてよい。この構想が輪郭を整えれば、北朝鮮からの脅威は大幅に低減し、在韓米地上軍の追加削減も可能となる。かくして、朝鮮戦争の戦後処理を含む「局地化」は、米国は韓国の安全保障における米国の責任を軽減する「不介入(disengagement)」と表裏一体の関係を形づくったのである。

ところが、これには米韓同盟の根本的な変更が不可避となる。そもそも、朝鮮戦争勃発直後、李承晩大統領が韓国軍に対する作戦指揮権(operational command)をマッカーサー(Douglas A. MacArthur)国連軍最高司令官に移譲して以来、韓国軍は国連軍最高司令官の指揮下で戦闘を行っていた。軍事停戦後、1954 年 11 月の「韓国軍に対する軍事および経済支援に関する米韓合意議事録」以降、国連軍司令部(United Nations Command: UNC)司令官が掌握する作戦指揮権が作戦統制権(operational control)にかわったほか、1961 年 5 月の朴正煕らによる「軍事クーデタ」以降は、首都防衛部隊が国連軍司令部の作戦統制から除外された。とはいえ、1978 年の米韓連合軍司令部(US/ROK Combined Forces Command: CFC)の創設により、韓国軍に対する作戦統制権は在韓米軍司令官(米陸軍大将)が兼務する米韓連合軍司令官が掌握する形となって現在に至っている。モロー(James D. Morrow)が唱える「安全-自立の交換」によれば、同盟関係には大国が小国の安全を保障する代わりに、小国の主権の領域にも介入することで小国の「自立性」を犠牲にする側

面をもつというが⁴、米韓同盟はその典型といってもよい。

この視点に立って、モローの議論に引照しつつ、米韓同盟における作戦・指揮体系に着目したものとして、リ・サンチョルの研究が挙げられる⁵。リ・サンチョルは在韓米軍司令官が国連軍司令部司令官を兼務している事実に着目して、平和体制樹立問題と作戦統制体系にも多くの紙幅を割いている。「局地化」が問題解決の主体が南北当事者に移行することを意味するなら、韓国軍に対する作戦統制を米軍が掌握する作戦統制体系はその障害となる。作戦統制権が韓国軍に返還されれば、韓国軍が独自の作戦統制権をもつことを意味し、米韓連合軍司令部も解体されざるをえない。また、「局地化」が朝鮮戦争の戦後処理を含むなら、朝鮮戦争時の作戦司令部である国連軍司令部は当然解体されなければならない。

リ・サンチョルは必ずしも十分に検討していないが、そこには米韓同盟の「第2のミッション」ともいわれる側面も作用している。軍事停戦後、冷戦終結まで米国が作戦統制権の返還を提起したことはなく、むしろこれを提起したのは韓国であった。典型的な例を挙げると、1968年1月の「青瓦台襲撃事件(1.21事態)」後、朴正煕政権の一部からは北朝鮮への報復と作戦統制権の返還を主張する声が上がったという。冷戦期を通じて米国が作戦統制権の韓国への返還を提起しなかったのは、韓国の北朝鮮に対する単独の武力行使を抑制するためでもあった。冷戦期の米韓同盟は、米国が南北朝鮮双方の武力行使を抑止することで軍事境界線の現状維持を図ることにその主眼があったといってもよい。したがって、作戦統制権が韓国に返還されるには、韓国が北朝鮮に対する単独行動を控え、現状維持勢力と米国が認識することがその条件となる。

この問題は、1970年代初頭にニクソン政権が試みた「局地化」と「不介入」の構図にも深く関わっている。この構図は、後に北朝鮮が南北対話を打ち切ったため実現することはなかった。とりわけ、北朝鮮は1974年3月25日に米議会に書簡を送り、それまでの南北間の平和協定を求める立場を改め、米朝二国間の平和協定の締結を訴えた。そこで北朝鮮は、韓国軍が軍事停戦協定に署名しておらず、その作戦統制権を米軍に掌握されていることを指摘して「南朝鮮傀儡軍」は平和協定の当事者にはなりえないと主張した。したがって、韓国が朝鮮戦争の処理を含む朝鮮問題の「局地化」を主導し、平和体制の構築を望むのなら、米韓連合軍司令部を解体―指揮体系を分離―しなければならず、米国との調整を不可欠とする。

本稿は、上のような認識に立って、既存の同盟理論に配慮しつつ、冷戦終結後の米韓同盟で作戦統制権の問題に作用した力学を明らかにしたい。紙幅の関係上、詳細な事態の展開は記述できないため、主に作戦統制権の問題が公然と議論されたブッシュ父(George H. W. Bush)政権とブッシュ子(George W. Bush)政権を取り上げる。とりわけ、ブッシュ子

政権では、「9.11 同時多発テロ事件」以降、ラムズフェルド (Donald H. Rumsfeld) 国防長官の主導ですすめられた米軍再編は、在韓米軍にも及んだ。在韓米軍の再編の過程で、盧武鉉は「戦時」作戦統制権の返還を主張し、いったん米韓間では 2012 年 4 月 17 日の返還に合意した。そこにいかなる力学が働いていたかを検証することは、現在のオバマ (Barak H. Obama) 政権と李明博政権の間で、作戦統制権の返還が延期された背景をみる上でも不可欠となろう。

2. EASI と作戦統制権 一冷戦終結後の原型

(1)「局地化」と「不介入」の予定調和―平和体制樹立のための米韓共同行動

ニクソン政権期に「局地化」と「不介入」が試みられたことは上述の通りであるが、「局地化」と「不介入」の二つの側面が調和して進展するのは、冷戦終結前後まで待たなければならない。それには冷戦終結と同時期、韓国が16年ぶりに大統領直接選挙を復活させ、それ以前の権威主義体制に終止符を打ったことによるところが大きい。しかも、それは韓国の北朝鮮に対する対話提議を伴っていた。1988年2月、第13代大統領に就任した盧泰愚は、政権発足当初から南北首脳会談の可能性までも示唆したほか、国連総会での演説で「北東アジア平和協議会議」という多国間協議を提案しつつ、「停戦体制を恒久的な平和体制に移行させるための具体的な方案もこの会議で議論されるでしょう」「と述べた。それまで韓国では、北朝鮮に軍事停戦協定の平和協定への転換を提案することは、国連軍司令部の解体、在韓米軍の撤収の主張に同調するものと考えられていた。これに対して盧泰愚は、米朝平和協定を主張していた北朝鮮に対し、南北間の平和体制樹立を訴えることで、南北対話に誘導しようとしたのである。

しかし、南北対話、多国間協議を問わず、軍事停戦協定の南北間の平和協定への転換が 議論されれば、韓国軍に対する作戦統制権を米軍が掌握していることは、韓国が平和体制 の当事者になる上では障害となる。盧泰愚もまた、そのことをよく認識していた。この時 期、盧泰愚は慎重を期しながらも、「韓国軍に対する作戦統制権は究極的には韓国軍当局に 返されなければならないと思います」⁸と述べていた。盧泰愚は、南北間の平和体制の樹立 と米韓連合軍体制の解体を相互に連動する長期的プロセスと認識していたのである。

米国もまた、このような盧泰愚の認識を共有していた。1990年4月に米議会に提出された、「第1次東アジア戦略構想」(East Asia Security Initiative: EASI) 9は、その第1段階 (1990~92年) で非戦闘部隊約7000名 (地上軍約5000名と空軍約2000名) の撤収をはじめとして、在韓米軍の段階的撤収を基調とするものの、国連軍司令部の停戦任務を徐々に韓国軍に移管するとともに、米韓連合軍体制の作戦指揮体系の変更を提唱していた。停戦任務

については、それまで米軍少将が担っていた軍事停戦委員会の首席代表を韓国軍に交替させるほか、板門店の共同警備区域(Joint Security Area: JSA)の韓国軍警備部隊の増強が提唱されていた。米韓連合軍体制についても、その傘下にあった地上構成軍司令部(Ground Component Command: GCC)を分離した上で、韓国軍将校を司令官とすることが提唱されただけではなく、韓国軍に対する作戦統制権の返還を「検討する」ことにも言及されていた。この時期、米韓連合軍体制の作戦統制で「平時」・「戦時」の区別はなかったが、上述の通り、米軍が韓国軍に対する作戦統制権を掌握していた理由の一つは、韓国単独の武力行使を制度的に抑制するためであった。したがって、米国が作戦統制権の韓国への返還を公然と提起した背景には、盧泰愚政権を現状維持勢力とみて、もはや北朝鮮に対して単独の武力行使を行うことはない認識があると考えてよい。

さらに、EASI はその第 2 段階(1993~95 年)では、停戦任務については共同警備区域の警備を韓国軍に移管する一方、作戦・指揮体系については、第 1 段階に引き続き、作戦統制権の韓国への返還が検討されるとともに、米韓連合軍司令部の解体も検討されることになっていた。その間、第 2 歩兵師団を 2 個旅団に、第 7 空軍を 1 個飛行隊に再編することで、在韓米軍の追加削減を想定していた。特筆すべきは、EASI が最終段階として設定した第 3 段階(1996 年以降)で、米韓連合軍司令部が解体され、「米韓企画司令部」を設置し、在韓米軍と韓国軍が並列的な指揮体系をもつことを提唱したのに加え、「第 2 歩兵師団の後方配置」とともに、第 2 歩兵師団が担っていた作戦地域を韓国軍に移管することを想定していたことである。すでに触れたように、第 2 歩兵師団は「ニクソン・ドクトリン」に従って軍事境界線を離れて後方に移転されており、師団司令部はソウルより前方の京畿道議政府(キャンプ・レッドクラウド)に置かれていた。したがって、EASI が想定する「第 2 歩兵師団の後方配置」は議政府よりもさらに後方への配置となるが、議政府がソウルと至近距離にあることを考えると、それは事実上、ソウルより後方への配置を意味する。

このように、EASI が全体で構想したのは、北朝鮮脅威の低減を前提に在韓米軍を段階的に削減しつつ、韓国防衛における在韓米軍と韓国軍の主従関係を転換することであった。そこには停戦任務だけではなく、作戦統制権の韓国への返還一米韓連合軍司令部の解体一をはじめ、朝鮮戦争の戦後処理に関わる措置も含まれていた。朝鮮問題の「局地化」が進展すれば、在韓米軍は南北対話の進展に併せて、段階的に撤収することで韓国の安全保障に「不介入」の度合いを増すことができる。

EASIの内容に対して、盧泰愚政権が公然と異議を唱えた記録はない。それは EASI の発表後間もなく、1990年9月から首相レヴェルの南北高位級会談が成立し、EASI が前提とした北朝鮮脅威の低減が可能と認識されたからにほかならない。盧泰愚は EASI 発表以前

から南北首脳会談を含む南北対話を提議していたことからも、南北高位級会談は、1970年代初頭、朴正熙政権が「ニクソン・ドクトリン」による「見捨てられ」の懸念から提議することで成立した南北対話とは異なる。しかも、盧泰愚は長期的には南北間の平和体制樹立を考え、そのためには作戦統制権の返還も不可欠と考えていた。韓国側で「見捨てられ」論が表面化しなかったのも、このような背景によると考えてよい。

(2) 南北高位級会談の決裂―予定調和の破綻

もとより、EASI は南北対話の進展を楽観視していたわけではない。EASI は在韓米軍削減の各段階で、韓国軍の能力、北朝鮮の脅威を再評価すると記していたのも、北朝鮮の南北対話に対する姿勢に懐疑的であったためであろう。それにもかかわらず、EASI がその第1段階で予定された措置の多くが実践に移されたのは、その間も南北高位級会談が進行していたからであろう。実際、南北高位級会談の進展に併せて、国連軍司令部による停戦任務と米韓連合軍体制の初歩的な変更が加えられた。1991年3月、EASI が構想したように、軍事停戦委員会の国連軍側首席代表に韓国軍の黄源卓陸軍少将が任命された。板門店の共同警備区域の警備についても、米軍歩兵部隊と管理部隊1個大隊が後方に移動するとともに韓国軍に移譲され、同年10月の第10回米韓軍事委員会常設会議では、地上軍構成司令部の司令官に金東鎭(陸軍大将・米韓連合軍司令部副司令官)が任命された10。さらに、第23回米韓安保協議会では、作戦統制権の返還について議論が交わされ、「平時(停戦時)」における作戦統制権のみ、EASI が第2段階に想定する1993年から95年の間に韓国に返還することに合意をみたのである11。

ところが、このような措置に必ずしも北朝鮮が順応したわけではなかった。その間、南 北高位級会談は継続していたが、朝鮮人民軍は軍事停戦委員会の国連軍側首席代表が韓国 軍将校に交替したことに抗議し、それ以来、軍事停戦委員会本会議の開催を拒絶し、軍事 停戦は機能不全に陥っていた。朝鮮半島の軍事停戦を制度的に保障しているのは軍事停戦 委員会にほかならない。また長期的にみて、南北間で平和体制を樹立するにせよ、それは 軍事停戦協定の遵守を前提とする。したがって、朝鮮人民軍が軍事停戦委員会本会議の開 催を拒絶していることは、南北間での停戦維持、平和体制樹立には大きな障害になってい た。

この文脈から、南北高位級会談が1991年12月に採択した「南北間の和解・不可侵、交流、協力に関する合意書」(以下、「南北基本合意書」と略記)¹²の意義は改めて強調されてよい。ここで南北双方は数々の信頼醸成措置(Confidence-Building Measures: CBM)に合意したほか、その第5条で「南と北は現在の軍事停戦体制を南北間の平和体制に転換させ

るために共同で努力し、かかる平和体制が成就されるまで現軍事停戦体制を遵守する」と 謳った。「南北基本合意書」第5条が「現軍事停戦体制を遵守する」と謳っている以上、朝 鮮人民軍代表が軍事停戦委員会本会議で欠席を続けることは、「南北基本合意書」違反とな るばかりか、朝鮮人民軍が平和体制樹立の当事者能力を自ら否定することになり、その復 帰も議論されることになる。これと同様に、韓国軍に対する作戦統制権が米軍の掌中にあ ることも、平和体制樹立における韓国軍の当事者能力を自ら否定することになる。そうな れば、EASIが示した通り、作戦統制権の韓国軍への返還も議論されなければならない。

しかし、その後の南北高位級会談の進展を妨げたのは、「南北基本合意書」採択の直後、同様に南北間で採択された「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」(以下、「南北非核化共同宣言」と略記)であった。この文書の採択で、北朝鮮はそれまで拒否していた国際原子力機関(International Atomic Energy Agency: IAEA)との間で保障措置協定に署名したが、それに基づいて開始された冒頭査察で、寧辺に再処理施設と思われる未申告の核関連施設があるとの疑惑が生じ、北朝鮮が申告したプルトニウム抽出量と IAEA の査察結果に大きな格差があることも明らかになった。韓国は北朝鮮の核開発疑惑が深まるにつれ、「南北非核化共同宣言」に謳われた相互査察の必要性を主張したが、それを拒絶する北朝鮮の姿勢は硬化し、それは南北高位級会談にも波及していった。南北高位級会談は第6回会議で「南北基本合意書」の付属文書を採択したが、核開発問題で紛糾し、やがて中断することになる。またその間、軍事停戦委員会本会談への出席を拒絶した朝鮮人民軍代表が復帰することはなく、停戦維持機能は回復することはなかった。このような状況で、1992年10月の第24回米韓安保協議会では、北朝鮮が核開発を放棄しない限り、EASIの第2段階以降の措置を凍結することを発表せざるをえなかった¹³。

北朝鮮は IAEA 理事会の特別査察を要求に反発して、1993 年 3 月 12 日、核不拡散条約 (Nuclear Non-Proliferation Treaty: NPT) からの脱退を宣言し、それ以降、問題解決は米朝高官協議に移っていった。その過程で北朝鮮は、平和体制樹立についても「新しい平和保障体系」の下に再び米朝平和協定の締結を主張し、「南北基本合意書」以前の主張に回帰していった。しかもその間、北朝鮮は軍事停戦委員会から朝鮮人民軍代表団を撤収させるだけではなく、中国人民志願軍代表団を駆逐するなど、軍事停戦機構を解体に導いていた¹⁴。これは米国が EASI で展開した朝鮮戦争の戦後処理を含む問題の「局地化」と米軍の「不介入」の構想がいったん破綻したことを意味していた。また、それは同時に、南北高位級会談の進展に従って、韓国軍が停戦任務を担い、作戦統制権の返還を段階的に実現しようとする盧泰愚の構想の挫折を意味していた。

3. 米軍再編と在韓米軍の新たな任務—EASIの変則的実践

(1) 韓国の二重の「巻き込まれ」懸念―「先制行動論」と「戦略的柔軟性」

これまでの米韓同盟に関する研究の多くは、在韓米軍の任務が対北朝鮮抑止に特化されていたことを前提としていた。確かに、地上軍を主体とし、海軍、海兵隊の戦闘部隊を置いていない編成は、在韓米軍の主たる任務が北朝鮮に対する抑止であって、「機動軍」の任務をもってはいなかったことを示唆している。したがって、韓国が米国に対してもつ同盟ジレンマは、一方的な「見捨てられ」懸念であり、「巻き込まれ」の懸念をもつとは想定されていなかった。上述の通り、冷戦期、在韓米軍に韓国による単独行動の抑止という「第2のミッション」があったにせよ、EASIにも在韓米軍が対北朝鮮抑止以外の任務をもつとは明記されていなかった。

しかし、クリントン(Bill J. Clinton)政権中盤以降、在韓米軍に新たな任務が付与されることが示唆された。その最初の例は、2000年6月、金大中大統領と金正日国防委員会委員長との間の南北首脳会談の際にみることができる。南北首脳会談の後、訪韓したオルブライト(Madeleine K. Albright)国務長官は、在韓米軍の駐留には「二つの理由」があると指摘した。その一つは、南北首脳会談が北朝鮮の脅威を全て解消するものではない以上、依然として対北朝鮮抑止にあるが、オルブライトはもう一つの「理由」として、在韓米軍を「地域に安定をもたらす兵力」とした上で、沖縄における在日米軍と同列に扱った。改めて指摘するまでもなく、沖縄における在日米軍は第3海兵遠征軍を挙げるまでもなく、典型的な「機動軍」である。オルブライトが在韓米軍をこれと同列に挙げたことは、長期的にみて、在韓米軍に対北朝鮮抑止以外の地域的任務が加わる可能性を示唆していた15。

また、オルブライトの発言が、南北首脳会談を受けて行われたことには留意されるべきであろう。オルブライトがいうように、南北首脳会談で対北朝鮮抑止の必要性がなくなるわけではないにせよ、南北対話が進展すれば、米国が大規模な地上軍を韓国に駐留させておく必要は相当低下する。他方、冷戦終結後10年以上を経て、アジア・太平洋地域から旧ソ連軍のプレゼンスが大きく後退したのに対し、中国は軍の現代化をすすめつつ、4者会談などの地域協議にも積極的に参加していた。クリントン政権が中国に対する関与をすすめる一方、中国の発言力の増大と膨張を牽制する対中へッジを考えたのは当然であり、中国に地理的に最も近い距離に駐留している在韓米軍にその役割が期待したとしても不思議ではない。いうまでもなく、在韓米軍がその役割を担うのは容易ではない。地上軍主体で軍事境界線の間にほぼ作戦任務が固定されている第2歩兵師団の存在だけを指摘しても、それを「機動軍化」するには大規模な編成上の変革が必要となる。

南北首脳会談後、南北高位級会談に代わって南北閣僚級会談が成立したが、南北高位級

会談がそうであったように、南北首脳会談後の南北対話が実質的な緊張緩和をもたらした とはいいがたい。実際、金大中は金正日に対して「南北基本合意書」の履行を求めたが、 これに金正日が好意的に応えることはなく、北朝鮮はその間に解体した軍事停戦機構を回 復する努力をみせなかった。しかも、北朝鮮は南北首脳会談後も、米国との対話への熱意 を失わず、2000年 10月には趙明禄次帥をワシントンに派遣し、米朝「共同コミュニケ」 を発表するに至った。それにもかかわらず、オルブライトが示唆したように、在韓米軍が 「機動軍化」されれば、韓国は米国と同盟関係をもつことで、望まない紛争に「巻き込ま れ」ることにもなりうる。そうなれば、韓国は対米同盟で一方的に「見捨てられ」の懸念 をもち、「巻き込まれ」の懸念をもたないとした従来の研究の前提の一つは動揺を免れない。 2001年1月のブッシュ子政権の発足以前、韓国が抱えうる「巻き込まれ」懸念は他地域 との関係にほぼ限定されていた。しかし、「9.11 同時多発テロ」の発生後、ブッシュが唱え た「先制行動論」では、「悪の枢軸」発言を挙げるまでもなく、核兵器開発をすすめる北朝 鮮も例外ではなかった。本来、米韓同盟は南北双方の武力行使を抑止することで軍事境界 線の現状維持を図ることに主眼が置かれていた。冷戦期、米韓同盟に「第2のミッション」 として米国が韓国の単独行動の抑止があったとしても、盧泰愚政権発足後、説得力を失っ ていったことはすでに述べた通りである。したがって、冷戦終結後、米韓同盟は軍事境界 線の現状維持を打破するのは北朝鮮であるという前提に立っていた。ところが、「先制行動 論」を字義通りに解釈すれば、先に軍事境界線の現状を打破するのは北朝鮮ではなく、米 国となる。韓国が望まない朝鮮半島での戦争に「巻き込まれ」ないためには、韓国が抑止 すべきは北朝鮮の対南武力行使ではなく、同盟国である米国の北朝鮮に対する「先制行動」 となり、北朝鮮の対南武力行使は、北朝鮮への「先制行動」によって誘発されるものと位 置づけられることになる。実際、盧武鉉は「先制行動論」について「米国との葛藤があっ てもそれを防がなければならない」と述べ、朝鮮半島での望まない戦争に「巻き込まれ」 る懸念を隠そうとはしなかったのである¹⁶。

他方、ブッシュ政権が盧武鉉政権に植えつけた「巻き込まれ」の懸念はそれだけではなかった。ブッシュ政権の発足後、以前オルブライトが示唆した在韓米軍の「機動軍化」が議論され、韓国は他地域との関係における「巻き込まれ」の懸念も深めることになったからである。ブッシュ政権は盧武鉉政権発足直後の 2003 年 3 月にイラク開戦に踏み切ったが、同年 11 月の第 35 回米韓安保協議会で、米国は「戦略的柔軟性(strategic flexibility)」の下に、在韓米軍に対北朝鮮抑止以外の任務を求めてきた。さらに、翌 2004 年 8 月、在韓米軍は国外任務として初めて、第 2 歩兵師団第 2 旅団約 3600 名をイラクに派遣した。これは結果的に、「戦略的柔軟性」が実際に在韓米軍に適用されたことを意味していた17。

これを米軍再編という文脈で事後的に説明したのが、国防総省が 2004 年 9 月に米議会に提出した「米国のグローバルな防衛態勢の強化(Strengthening the U.S. Global Defense Posture)」であった。そこでは米軍再編の方向性として「より増大する不確実性に対処するために作戦上の柔軟性(operational flexibility)」を模索するべきことが記されたほか、地域レヴェルからグローバル・レヴェルへの戦略転換を謳い、兵力を地域に固定させず、地域間を移動できる投射能力をもつべきことも指摘された¹⁸。韓国は在韓米軍のイラク派遣後、小規模の韓国軍部隊を多国籍軍の一部としてイラクに派遣したが、米国からより大規模な部隊の派遣を要請され、通称ザイトゥーン部隊を派遣することになった。これは多分に米国との同盟管理上とられた措置であったが、それでも韓国内の派兵反対派の抵抗から、規模を大幅に縮小しなければならなかった。しかし、韓国がより警戒したのは、在韓米軍が「地域間を移動できる投射能力」をもった上で、以前オルブライトが示唆したように、在韓米軍を対中へッジに組み入れる動きをみせることであったに違いない。1990 年代後期の4者会談、2003 年に成立した6者会談を挙げるまでもなく、韓国は朝鮮半島における平和体制樹立、北朝鮮の核開発問題の解決において中国の役割を不可欠と考え、米中間の対立に「巻き込まれ」ることは、避けられなければならなかった。

他方、この時期の韓国は伝統的な「見捨てられ」の懸念を深めていた。ラムズフェルドは、盧武鉉政権発足以前の 2003 年 2 月 13 日、上院軍事委員会での証言で「軍事境界線付近、ソウル近辺に展開する」在韓米軍の一定数が帰国すると述べていた¹⁹。このときソウルより北方に配備されていたのは第 2 歩兵師団にほかならず、ラムズフェルドが述べた通り、後にイラクに派遣された第 2 歩兵師団第 2 旅団は、韓国に戻ることなく米本土に帰国した。さらに同年 4 月からは、米韓同盟の変革を議論する「未来の米韓同盟政策構想 (Future of the ROK-US Alliance Policy Initiative: FOTA)」協議が発足し、第 2 歩兵師団の漢江以南への再配置と龍山駐屯地の「可能な限り早期の」移転を協議することを提起したのである²⁰。第 2 歩兵師団の後方配置は、EASIでは第 3 段階でとられる措置とされ、北朝鮮の脅威を再評価しつつすすめられる在韓米軍の段階的削減の最終段階に位置づけられていた。しかし、ラムズフェルドが主導した在韓米軍の再編は、EASI のような段階論ではなく、北朝鮮の脅威を再評価してすすめられたわけではなかった。このときの米軍再編は、「先制行動論」、「戦略的柔軟性」という新たな力学を孕みつつ、EASI を変則的に実践する形をとっていた。それが韓国に「巻き込まれ」の懸念という新たな同盟のジレンマを与え、従来の「見捨てられ」の懸念を深く植えつけたのである。

(2)「戦略的柔軟性」と「戦時」作戦統制権―新たな予定調和?

盧武鉉が「戦時」作戦統制権を主張したのは、上のような背景からであった。確かにモローに従えば、自国の軍隊に対する作戦統制権を外国軍に掌握されていることは主権領域に関わる問題であった。盧武鉉も 2003 年の光復節演説で、韓国軍が「いまだに独自の作戦遂行能力と権限をもっていない」と述べており、盧武鉉が「戦時」作戦統制権の返還を「主権問題」と捉えたことは確かである。しかし、盧武鉉政権が「巻き込まれ」と「見捨てられ」という二つの相反する同盟ジレンマを同時に抱えていたことを考えると、この演説で盧武鉉が唱えた「協力的自主国防論」という自家撞着的なスローガンも、韓国が抱えた二つの同盟ジレンマに関連していると考えるべきであろう²¹。

とりわけ、ブッシュ政権が「先制行動論」を唱えるなか、盧武鉉は朝鮮半島で望まない戦争に「巻き込まれ」の懸念を露わにしたが、米国が韓国軍に対する「戦時」作戦統制権を保持したまま、米国が北朝鮮に「先制行動」を敢行した場合、北朝鮮がそれに応戦して対南武力行使を行えば、韓国は米軍の作戦統制下で戦闘を行わなければならない。盧武鉉は韓国が独自の作戦統制権をもち、米国の単独行動を防ぐべく発言力をもつことが必要と考えたに違いない。米軍が韓国軍に対する「戦時」作戦統制権をもつ垂直的な指揮体系にある米韓連合軍司令部を解体し、韓国軍と在韓米軍が並列的な指揮体系をもった上で協議することは、米国による「先制行動」を牽制する上でも不可欠と考えられたのであろう。

これはまた、「戦略的柔軟性」とも無関係ではなかった。確かに、米韓連合軍体制での作戦・統制における「戦時」とは韓国「戦時」に限られ、他地域における戦闘はその限りではない。しかしその頃、第2歩兵師団の再配置は段階を経て、最終的には龍山駐屯地とともに、黄海に面する平澤のキャンプ・ハンフリーと第7空軍司令部のある烏山に移転することになっており²²、在韓米軍が韓国防衛においては支援的な役割に退き、その重点を徐々に地域的役割を担える「機動軍」に移行していることを示唆していた。さらに、在韓米軍が「戦略的柔軟性」を得て、他地域での戦闘に参加する場合、平澤にある韓国海軍第2艦隊司令部、烏山近隣の群山にある韓国空軍作戦司令部に協力が求められることもありうる。

これについて盧武鉉は、韓国が自らの意志に無関係に「北東アジアの紛争に巻き込まれることはない」と述べ、他地域の紛争に「巻き込まれ」ることへの懸念を露わにした。これは「盧武鉉ドクトリン」とも呼ばれたが²³、ここで「北東アジアの紛争」と言及したことからみても、盧武鉉が「戦略的柔軟性」との関連で危惧しているのは、やはり中国の利害が直接関わる紛争となる。その上で盧武鉉政権は、「米韓安全保障構想 (US-ROK Security Policy Initiative: SPI)」協議で、「戦時」作戦統制権の返還を正式に提起した。盧武鉉は韓国が独自の「戦時」作戦統制権をもつことは、在韓米軍が他地域―とりわけ中国の利害が関

わる地域―の紛争に関わる「戦略的柔軟性」を牽制できると考えた。

米国側は当初、韓国への「戦時」作戦統制権の返還には否定的な見解を示していた。ラポルテ(Leon J. LaPorte)在韓米軍司令官は韓国軍の能力を問題とし²⁴、ラポルテの後任のベル(Burwell B. Bell)も、韓国軍が抑止失敗後の対応能力が不十分であることを指摘した²⁵。ところが興味深いことに、ベルは 2006 年 7 月の第 9 回 SPI 協議でそれまでの立場を一転させ、「韓国軍は 2009 年まで韓国国防を独自に担う十分な能力を持てる」とまで述べ²⁶、むしろ返還を主張した韓国側が返還時期の延期を主張することになった。しかしその時期、在韓米軍が「機動軍化」の兆しをみせていたことを考えれば、米国側の態度の豹変は理解できないわけではない。米国は韓国の「戦時」作戦統制権の返還の主張を受け入れることで、韓国「戦時」においては「不介入」の度合いを高める一方、在韓米軍の「戦略的柔軟性」を高めることができるからである。米国は、韓国が在韓米軍の「戦略的柔軟性」に抵抗するなか、「戦時」作戦統制権の返還と在韓米軍の「戦略的柔軟性」を「取引」しようとしたといってよい。かくして 2007 年 2 月 23 日、米韓両国防長官は「戦時」作戦統制権の韓国返還の時期を 2012 年 4 月 17 日とすることに合意したのである²⁷。

以上、ブッシュ政権の在韓米軍の再編を振り返ってみると、「先制行動論」、「戦略的柔軟性」はほぼブッシュ政権になって表面化したものであり、少なくとも EASI では想定されていなかった。その一方で、ブッシュ政権は EASI の第 3 段階で予定されていた「第 2 歩兵師団の再配置」を強行した。他方、韓国も米国に「戦時」作戦統制権の返還を求めることで、EASI の第 3 段階で予定された米韓連合軍司令部の解体を実現する形となった。米国が EASI を変則的に実践しようとしたように、韓国もまた、EASI を変則的に実践しようとしたという見方もできるかもしれない。ただし、EASI は朝鮮戦争の戦後処理を含む問題の「局地化」と米国の「不介入」が表裏一体となって、その全体像をつくっていた。これに対して、ブッシュが第 2 歩兵師団の再配置と削減を強行することで「不介入」の度合いは高まったが、それは必ずしも朝鮮問題の戦後処理を含む問題の「局地化」を背景にするものではなかった。

この視点に立つとき、盧武鉉政権が米国と「戦時」作戦統制権の返還時期に合意した後、 金正日との首脳会談を考えたのは示唆的である。もちろん、そこには 2006 年 10 月の北朝 鮮の核実験後、ブッシュ政権が 6 者会談を離れた米朝二国間協議を行わないとする立場か ら転じて、北朝鮮との二国間協議に応じていったことなどが作用している。しかし、韓国 軍に対する作戦統制権が米軍の掌中にあることで、北朝鮮は韓国が平和体制の当事者には なりえないとし、米朝平和協定の主張を正当化していた。李鍾奭統一部長官がいうように、 南北間の平和体制の制度化には韓国が「戦時」作戦統制権を掌握することが不可欠である とすれば²⁸、盧武鉉が米国と「戦時」作戦統制権の返還に合意したことで、金正日に平和体制樹立を提起し、この問題で北朝鮮を南北対話に誘導できると考えたのも当然であった。実際、盧武鉉は 2007 年 10 月、金正日と首脳会談を実現させ、そこで署名された「南北関係改善と平和繁栄のための共同宣言」では、「南北は現停戦体制を終結させ、恒久的な平和体制を構築していかなければならないということで認識を同じくし、直接関連する 3 者もしくは 4 者の首脳が朝鮮半島地域で会談し、終戦を宣言する問題を推進していくために協力していく」(第 4 項目)と記された。EASI が当初、米国の「不介入」と連動する形で構想した「局地化」は、南北首脳会談を経て進展するものと期待する向きもあったが、それが脆弱な基盤の上に立脚していたことは明らかであった。それは EASI とは異なり、北朝鮮の脅威を再評価してすすめられたわけではなく、軍事停戦体制も機能不全のままで、それを回復する努力もみられなかったのである。

4. 結語―オバマ=李明博政権と「戦時」作戦統制権

上にみたように、ブッシュ政権期の在韓米軍の再編は、総じて盧武鉉政権の抵抗に遭いながらも強引にすすめられ、韓国にいままでにない同盟のジレンマをもたらしていた。2008年に韓国大統領に就任した李明博がまず対米関係を再調整しようとし、その約1年後に米国大統領に就任したオバマがそれに応えたのも当然であった。李明博は盧武鉉政権が「戦時」作戦統制権の返還を強行にすすめたことが、対米関係に軋轢を生んだことから、その延期を考えた。確かに、盧武鉉政権が「戦時」作戦統制権の返還を北朝鮮の平和体制樹立の条件と考え南北首脳会談に臨んだことをみても、その返還を延期することは平和体制の樹立を含め、南北対話を当面等閑視することになる。それにもかかわらず、李明博政権は対米関係の回復を優先し、「戦時」作戦統制権の返還の延期を提起したのである。

他方、米国に目を転じてみると、2006年10月の北朝鮮の核実験以降、「先制行動論」ブッシュ政権末期には一時期の説得力を失っており、オバマ政権もあえて「先制行動論」を唱えなかった。さらに、オバマ政権発足直後、北朝鮮がミサイル発射と核実験を強行したことで、米国は対北朝鮮抑止の必要性を軸に米韓関係の改善を図ることができた。実際、2009年6月の米韓首脳会談では、オバマが「核なき世界」を訴える演説を行って僅か2ヶ月後であったにもかかわらず、韓国に対する「核の傘」に言及する「米韓未来同盟構想」が署名された²⁹。

さらに 2010 年 3 月の哨戒艦「天安」沈没事件も米韓関係の改善には有利に作用した。 この事件は、北朝鮮海軍の魚雷攻撃によるとされ³⁰、「戦時」作戦統制権の返還の延期を主 張する米韓双方の保守派には好材料となった。確かに、哨戒艦「天安」沈没事件は、「戦時」 作戦統制権がまだ米軍の掌中にある状態で起きたものであり、現在の米韓連合軍体制の維持を主張する直接の根拠にはならない。とはいえ、現在の米韓連合軍体制でも抑止できなかった北朝鮮の武力行使が、「戦時」作戦統制権が韓国に返還されることで抑止できるとは考えにくかった。かくして、2010年6月、トロントで開催された G-20 会合で米韓両首脳は、「戦時」作戦統制権の返還を 2015年12月1日に延期することを発表したのである³¹。ただし、この決定はあくまでも「戦時」作戦統制権の返還時期の延期であって、撤回でもなければ凍結でもない。オバマ政権もまた、ブッシュ政権期がすすめた在韓米軍の再編の方向性を修正したわけではなく、在韓米軍の「戦略的柔軟性」を否定したわけではない。事実、シャープ (Walter L. Sharp) 在韓米軍司令官は、在韓米軍の再編をすすめつつ、韓国への「作戦統制権の返還の準備も進行中であることを確認した上で、将来の米韓同盟が地域、あるいはグローバルな役割を担うことを強調していた³²。したがって、盧泰愚政権にみられた「戦時」作戦統制権の返還と在韓米軍の「戦略的柔軟性」の間の「取引」関係は解消されてはいないとみなければならない。

また、2010年2月に発表された「4年ごと国防政策見直し(The Quadrennial Defense Review: QDR)」によれば、在韓米軍は再編に伴い前方展開型(forward-deployed)から家族同伴の前方駐留(forward-stationed)型に転換されつつあり、これが定着すれば全世界の偶発事態地域に派遣できる軍兵力の「プール」が拡大するとして、「戦略的柔軟性」の方向性を確認していた 33 。それにもかかわらず、米韓間で軋轢が表面化していないのは、在韓米軍司令部がその転換が完成するのは 2010 年代後半となる予定で、現段階で在韓米軍が海外に派兵される計画はないと断っていたからでもあろう 34 。

しかし、このことは、「戦時」作戦統制権が予定通り 2015 年末に返還されれば、その後間もなく、在韓米軍が「戦略的柔軟性」をもって他地域に派兵される制度的基盤を整えることを意味する。これを裏づけるように、朝鮮戦争勃発 60 周年の米韓外交・国防長官会議の共同声明で、米韓両国が「地域、グローバルなレヴェルでより緊密かつ包括的に協力すること」を確約したのを受け³⁵、2010 年 10 月の第 42 回米韓安保協議会では、米韓双方の国防長官が「米韓国防指針」に署名した。そこには米韓双方の国防部が「北韓(北朝鮮を指す)の脅威とその他の脅威(複数)を抑制および打撃」(括弧内、傍点は引用者)することが謳われた上、「より幅広い地域とグローバルな寄与」が謳われたのである³⁶。

この文脈から、2010 年 11 月の北朝鮮による延坪島への砲撃に対して黄海で行われた米韓合同軍事演習は特筆されてよい。確かに、これは北朝鮮の延坪島への砲撃に対する軍事演習であり、米韓合同軍事演習が黄海で行われたのもこれが初めてではない。しかし、この軍事演習には、米第7艦隊からは原子力空母「ジョージ・ワシントン」と4隻のイージ

ス艦からなる空母機動部隊が派遣され、韓国海軍からはイージス艦「世宗大王」のほか、駆逐艦、哨戒艦など 10 隻以上、80 機以上の艦載機、空軍からも F-15K、KF-16 が演習に参加し³⁷、黄海で行われた米韓合同軍事演習としては最大規模となった。この演習の実施に際して、中国が不快感を示したことにみられるように、この演習は北朝鮮を念頭に置きながらも、中国に対する軍事的示威行動という意味をもっていた。この演習では、多数の航空機の統制、空中訓練も実施され、米韓双方のイージス艦が米第7空軍と韓国空軍の戦闘機を支援する訓練も行われたという³⁸。この演習が部分的にせよ、中国に対する軍事的示威行動という意味をもっていたとすれば、今回の軍事演習は、黄海という限定された水域であれ、在韓米空軍の「戦略的柔軟性」を韓国が支えたという見方もできるかもしれない。

米国は今後も、在韓米軍の再編をすすめつつ「戦略的柔軟性」をもたせる方向性を改めることはないであろう。それが制度的な基盤を整えたとき、韓国には「戦時」作戦統制権が返還されることになっている。ここで改めて想起すべきは、ブッシュと盧武鉉の間では、

「戦略的柔軟性」と「取引」する形で「戦時」作戦統制権の返還に合意がみられ、盧武鉉はその合意を背景に南北首脳会談に臨んだことである。「戦時」作戦統制権が返還されるとき、李明博はもはや大統領を退任しているが、その間、在韓米軍の再編で北朝鮮抑止の主導的役割を韓国が担い、在韓米軍がその「戦略的柔軟性」を高めていくことを考えるとき、韓国が朝鮮戦争の戦後処理を含んで対北朝鮮関係を改善できなければ、韓国は再び「見捨てられ」と「巻き込まれ」という二つの懸念を同時に抱え込むことになるかもしれない。

一注一

¹ Victor D. Cha, Alignment despite Antagonism: the United States-Korea-Japan Security Triangle, Stanford: Stanford University Press, 1999 (邦訳、船橋洋一監訳/倉田秀也訳『米日韓 反目を超えた提携』、有斐閣、2003 年)。

² 우승지「냉전시기 한국-일본협력의 퍼즐-불개입가설 대 개입 연합정치 가설」『한국정치학회 보』37 輯 3 号 (2003 年)。 なお、チャと禹昇芝の研究をとりあげ、それらを批判的に検討した論考と して、浅羽祐樹「国際関係論と地域研究の狭間―日韓関係研究の研究戦略」日本国際政治学会編『国 際政治』第 151 号 (2009 年 3 月) がある。

³ これについては、拙稿「米中接近と朝鮮戦争軍事停戦協定―国連軍司令部の温存と米朝直接協議提案の起源」慶應義塾大学法学研究会『法学研究(小此木政夫教授退職記念号)』第83巻第12号(2010年12月)、および、拙稿「米中接近と韓国―『大国間の協調』と軍事停戦体制」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容―米中接近の衝撃と周辺諸国』、慶應義塾大学出版会、2006年を参照。

James D. Morrow, "Alliance and Asymmetry: An Alternative Capability Aggregation Model of Alliance," American Journal of Political Science, Volume 35, Number 4 (November 1991).

⁵ 이상철『안보와 자주성의 디레마―비대칭 동맹이론과 한미동맹』서울、연경문화사、2004 年。 これと同様の視点に立って、作戦統制権の問題を中心に米韓同盟を考察したものとして、裵晙亨「冷 戦後における米韓同盟の構造的変化の力学―同盟理論による作戦統制権問題の分析」『防衛学研究』第 40号(2009年3月)、および、拙稿「韓国の『自主国防論』と多国間協議論―同盟理論と相関関係に 関する解釈的検討」『国際安全保障』第33巻第4号(2006年3月)を参照されたい。

- 6 詳細は、拙稿「朴正熙政権期韓国の『自立』と正統性問題―『善意の競争』提案と『国民総和』概念」 岡部達味編『アジア政治の未来と日本』、勁草書房、1995 年、85~86 頁を参照。
- 「한반도에 和解와 統一을 여는 길(유엔總會연설、1988년 10월 18일)」『盧泰愚大統領演説文集 (第1卷)』서울、大統領秘書室、1989年、296頁。
- 8 「民主化가 최우선적 과제 (美國『뉴즈위크』誌 회견 (1988년9월5일)」、同上、212頁。この詳細は、拙稿「朝鮮問題多国間協議論の現在—『朝鮮化』の力学と多国間関係の形成」『外交時報』第 1295 号 (1993年2月)、73 頁を参照されたい。
- 9 以下、EASIからの引用は、A Strategic Framework for the Asian Pacific Rim: Looking toward the 21st Century, The President Report on the U.S. Military Presence in Asia, Washington DC: Department of Defense, April 1990 による。
- ¹⁰ 前掲拙稿、「朝鮮問題多国間協議論の現在」、73頁。
- "The 23th Security Consultative Meeting Joint Communiqué," Korea and World Affairs, Vol. 14, No.4 (Winter 1991), pp. 780-781.
- 12 以下、「南北基本合意書」からの引用は、*Intra-Korean Agreements*, Seoul, National Unification Board. October 1992 による。
- ¹³ "Joint Statement of the 24th ROK-US SCM," *Korea Herald*, October 9, 1992.
- Hideya Kurata, "The International Context of North Korea's Proposal for a 'New Peace Arrangement': Issues after the US-DPRK Nuclear Accord," The Korean Journal of Defense Analysis, Vol. VII, No.1 (Summer 1995).
- 15 "Northeast Asia Peace and Security Network: Special Report, June 27, 2000, U.S., Department of State, Office of the Spokesman, (Seoul, Korea), For Immediate Release, June 23, 2000, Press Conference of Secretary of State Madeleine K. Albright and Minister of Foreign Affairs and Trade Joung Binn Lee". なお、1992 年 10 月の第 24 回米韓安保協議会で、米韓両国は北朝鮮が朝鮮半島における主要な脅威でなくなった場合にも、米韓同盟を維持するための研究の行うことに合意した。2 年後の第 26 回米韓安保協議会で米韓両国防長官に提示された研究報告では、「地域覇権」の浮上を防ぐ共通の目標をもつことを米韓同盟を継続する理論的根拠の一つとしたという(渡邉武「二極化に伴う非対称同盟の機能更新―大国政治における米韓同盟の役割」、前掲、『法学研究』、543~544 頁)。
- ¹⁶ この間の経緯は、拙稿「北朝鮮の『核問題』と盧武鉉政権―先制行動論・体制保障・多国間協議」『国際問題』第 518 号 (2003 年 5 月)、18~19 頁を参照されたい。
- 17 阪田恭代「岐路に米韓同盟―ポスト 9.11 の米軍変革の中で」小此木政夫編『危機の朝鮮半島』、慶應 義塾大学出版会、2006 年、128 頁。
- 18 Strengthening the U.S. Global Defense Posture: Report to Congress, Washington DC: Department of Defense, September 2004, p. 9. 阪田、前掲論文、117~118 頁。
- Secretary of Defense Rumsfeld Testifying before the Senate Armed Services Committee, Defense Authorization Request for Fiscal Year 2004 and the Future Years Defense Program, February 13, 2003.
- ²⁰ "Joint Statement on 'Future of the ROK-US Alliance Policy Initiative "http://www.pr.kr/en/future_initiative_01.php>.
- ²¹ 「제 58 주년 광복절연설 (2003 년 8 월 15 일)」『노무현대통령연설문집 (제 1 권)』서울、 대통령비서실、2004 年、350~351 頁。
- ²² 第2歩兵師団再配置の経緯については、奥薗秀樹「盧武鉉政権と米韓同盟の再編」『国際安全保障』第 33 巻第3号(2005 年12月)、45~46頁を参照。
- 23 「盧武鉉ドクトリン」については、前掲拙稿、「韓国の『自主国防論』と多国間協議論」、77~78頁を 参照。
- ²⁴ "U.S. Commander on South Korean Wartime Operation Control of Troops," BBC Monitoring International Report, January 26, 2006.
- ²⁵ General B. B. Bell, "Korean National Assembly Security Forum Speech, July 13, 2006"http://www.usfk.mil/usfk/index.html.
- ²⁶ U.S. Forces Korea Press Conference Presented by General B.B. Bell, October 30, 2006.
- "Press Release, Embassy of the United States, Seoul, Korea, U.S., South Korea to Transfer Wartime Force Command in 2012, Feb. 23, 2007"http://seoul.usembassy.gov/410_022307.html.
- ²⁸ 「이종석 통일부장관 연설」<http://www./unikorea/go.kr/indexjsp>.
- ²⁹ "Joint Vision for Alliance between United States, South Korea: Alliance Adapting to 21st-Century Security Environment, June 16, 2009" http://www.america.gov/st/texttrans-english/2009/June/20090616124331eaifas0.6518366.html.

- See, Joint Investigation Report on the Attack against ROK Ship Cheonan, Seoul: Ministry of National Defense, 2010
- 31 "Remarks by President Obama and President Lee Myung-Bak of the Republic of Korea after Bilateral Meeting, For Immediate Release, June 26, 2010, Intercontinental Downtown Hotel, Toronto, Canada" http://www.president-lee-myung-bak-republic-korea-after-bilateral-. 「한・미정상회담 결과 2010-06-27」 .
- Statement of General Walter L. Sharp, Commander, United Nations Command; Commander, Republic of Korea-United States Combined Forces Command and Commander, United States Forces Korea, before the House Appropriation Committee, Milcon/Veterans Affairs Subcommittee, 24 March, 2010.
- ³³ The Quadrennial Defense Review Report, Washington DC; Department of Defense, February 2010, p.51.
- Press Release: Release # 100204-1, USFK Corrects the Record, UNC/CFC/USFK Public Affairs Office. February 4, 2010.
- "Media Note, Office of the Spokesman, Washington, DC, July 21, 2010, Joint Statement of ROK-U.S. Foreign and Defense Ministers' Meeting on the Occasion of the 60th Anniversary of the Outbreak of the Korean War"http://www.state.gov/r/prs/ps/2010/07/144974.htm.
- ³⁶ 「한미 국방협력지침、2010. 10. 8.」『2010 국방백서』서울、대한민국국방부、2010 年、308~310 頁。"Joint Communique (The 42th US-ROK Security Consultative Meeting): The Guideline for the U.S.-ROK Defense Cooperation, October 8, 2010"; DoD, "News Briefing with Secretary Gates and Republic of Korea Defense Minister Kim, "News Transcript, October 2010.
- ³⁷ Republic of Korea-US West Sea/ Yellow Sea Bilateral Exercise Fact Sheet, Nov. 29, 2010.
- ³⁸ 『국방일보』2010 年 12 月 1 日。「연합」2010 年 11 月 30 日。